

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印神 戸 市 長 刷発行人 発行日毎 週火 日

目次

| 種類 | 件名 | 所管部署 | ページ |
|-----------|---|---------------------|-----|
| 規則 | 神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則 | 行財政局組織編成課 | 1 |
| 規則 | 執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則 | 健康局斎園管理課 | 6 |
| 告示 | 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の | 環境局環境保全課 | 9 |
| 告示 | 縦覧 地縁による団体の認可についての告示事項の変更(丸塚自 治会ほか) | 地域協働局地域活性課 | 11 |
| 告示 | 認定特定非営利活動法人の有効期間の更新(特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸) | 地域協働局地域活性課 | 12 |
| 告示 | 認定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更 (特定非営利活動法人ケアット) | 地域協働局地域活性課 | 13 |
| 公告 | 建築協定書の提出及びその縦覧(スマートコモンシティ西神南 I 地区建築協定) | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 14 |
| 公告 | 神戸市情報公開制度にかかる令和4年度運用状況の公表 | 市長室市民情報サービス課 | 15 |
| 公告 | 神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認 | 建築住宅局建築指導部 建築安全課 | 16 |
| 公告 | 開発行為に関する工事の完了(神戸市垂水区多聞台4丁目) | 都市局都市計画課 | 17 |
| 交通局 | 神戸市営地下鉄駅構内コンビニエンスストア運営事業者の募 集 | 交通局営業推進課 | 18 |
| 人事委員 会 | 管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則 | 人事委員会事務局調査 課 | 22 |

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第15号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(事務分掌規則の一部改正)

第1条 神戸市事務分掌規則 (平成31年3月規則第66号) の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | |
|--------------------|--------------------|--|--|
| (危機管理監、広報官、局長等) | (危機管理監、広報官、局長等) | | |
| 第208条 [略] | 第208条 [略] | | |
| 2~7 [略] | 2~7 [略] | | |
| 8 企画調整局産学連携推進課に企業 | 8 企画調整局産学連携推進課に企業 | | |
| 連携調整官及び企業連携コーディネ | 連携調整官を置く。 | | |
| <u>ーター</u> を置く。 | | | |
| 9~23 [略] | 9~23 [略] | | |
| (職務) | (職務) | | |
| 第213条 [略] | 第213条 [略] | | |
| 2 ~ 13 [略] | 2~13 [略] | | |
| 14 企業連携調整官及び企業連携コー | 14 企業連携調整官は、上司の命を受 | | |

<u>ディネーター</u>は、上司の命を受け、寄 附等による企業連携の推進を行う。

15~27 「略]

(事務分担)

第217条 「略]

2~6 [略]

7 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員(第143条に規定する組織に属する者に限る。)の配置については所長が、担当事務については課の事務を主管する課長が定める。

8~10 [略]

(代行)

第219条 [略]

- 2 [略]
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各 号に掲げる事業所長に事故があると きは、当該各号に定める者が、その事 務を代行する。
 - $(1) \sim (6)$ 「略]
 - (7) 本場<u>、</u>東部市場<u>及び西部市場</u>の 場長 課長(運営担当)

(8)、(9) [略]

別表第2 (<u>第170条</u>関係) [略]

け、寄附等による企業連携の推進を 行う。

15~27 「略]

(事務分担)

第217条 「略]

 $2 \sim 6$ 「略]

7 第208条及び第209条に規定する職員以外の職員(第143条に規定する組織に属する者に限る。)の配置については所長が、担当事務については課の事務を主管する課長又は担当課長が定める。

8~10 [略]

(代行)

第219条 [略]

- 2 [略]
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各 号に掲げる事業所長に事故があると きは、当該各号に定める者が、その事 務を代行する。
 - $(1) \sim (6)$ 「略]
 - (7) 本場の場長<u>及び</u>東部市場の場長 運営担当課長
 - (8) 西部市場の場長 運営担当課長

(9)、(10) [略]

別表第2 (第166条関係) [略]

 別表第3 (<u>第191条</u>関係)
 [略]

 別表第4 (<u>第201条</u>関係)
 [略]

 別表第6 (<u>第211条</u>関係)
 [略]

 別表第8 (<u>第211条</u>関係)
 [略]

別表第9 (第211条関係)

| 保健所の職 | 区役所の職 | |
|----------|-----------|--|
| [略] | [略] | |
| 部長(北神保健福 | 北神区役所部長(北 | |
| 祉担当) | 神区役所の保健福 | |
| | 祉に関する事務を | |
| | 掌理する者に限 | |
| | る。) | |
| [略] | [略] | |

| 別表第3 | (<u>第187条</u> 関係) | [略] |
|------|--------------------|-----|
| 別表第4 | (<u>第198条</u> 関係) | [略] |
| 別表第6 | (<u>第208条</u> 関係) | [略] |
| 別表第8 | (<u>第208条</u> 関係) | [略] |
| | | |

別表第9 (第211条関係)

| 保健所の職 | 区役所の職 | |
|----------|-----------|--|
| [略] | [略] | |
| 部長(北神保健福 | 北神区役所部長(保 | |
| 祉担当) | 健福祉に関する事 | |
| | 務を掌理する者に | |
| | 限る。) | |
| | | |
| [略] | [略] | |

(職員職名規則の一部改正)

第2条 神戸市職員職名規則(昭和24年9月規則第222号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------|------------------|
| 別表第1 (第4条関係) | 別表第1 (第4条関係) |
| 危機管理監 広報官 局長 副局長 | 危機管理監 広報官 局長 副局長 |
| 部長 本部長 業務改革専門官 | 部長 本部長 業務改革専門官 |

国際経済統括官 室長 課長 国際 涉外秘書官 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 広聴専門官 防災専門官 上席デジタル化専門官 企業連携調整官 企業連携コーデ ィネーター 総括イノベーション専 門官 主任相談員 再犯防止コーデ ィネーター 特別指導監査専門官 児童福祉法務専門官 係長 デジタ ル化専門官 イノベーション専門官 医療イノベーション専門官 文書 改革専門官 相談員 オープンイノ ベーション専門官 区長 北神担当 区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室長 事 務長 園長 副園長 場長 センタ 一長 作業長 守衛長 総括班長 副部長

国際経済統括官 室長 課長 国際 涉外秘書官 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 広聴専門官 防災専門官 上席デジタル化専門官 企業連携調整官 総括イノベーシ ョン専門官 主任相談員 再犯防止 コーディネーター 特別指導監査専 門官 児童福祉法務専門官 係長 デジタル化専門官 イノベーション 専門官 医療イノベーション専門官 文書改革専門官 相談員 オープ ンイノベーション専門官 区長 北 神担当区長 副区長 所長 副所長 館長 副館長 事務局長 事務室 長 事務長 園長 副園長 場長 センター長 作業長 守衛長 総括 班長 副部長

(市長の職務の代理に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市長の職務の代理に関する規則(平成元年11月規則第55号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------|----------------------|
| (市長の職務を代理する副市長の順 | (市長の職務を代理する副市長の順 |
| 序) | 序) |
| 第1条 地方自治法(昭和22年法律第 | 第1条 地方自治法(昭和22年法律第 |
| 67号。以下「法」という。)第152条 | 67号。以下「法」という。) 第152条 |
| 第1項の規定により、市長の職務を | 第1項の規定により、市長の職務を |
| 代理する副市長の順序は、次のとお | 代理する副市長の順序は、次のとお |
| りとする。 | りとする。 |
| (1) 第1順位 副市長 今西正男 | (1) 第 1 順位 副市長 今西正男 |
| (2) 第2順位 副市長 小原一徳 | (2) 第2順位 副市長 油井洋明 |
| | (3) 第3順位 副市長 小原一徳 |

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第17号

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則の一部を改正する規則

執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づく市長の附属機関に関する規則(令和4年10月規則第37号)の一部を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------|-------------------|
| 附則 | 附則 |
| (施行期日) | (施行期日) |
| 1 この規則は、公布の日から施行す | 1 この規則は、公布の日から施行す |
| る。ただし、次の各号に掲げる規定 | る。ただし、次の各号に掲げる規定 |
| は、当該各号に定める日から施行す | は、当該各号に定める日から施行す |
| る。 | る。 |
| $(1)\sim(5)$ [略] | (1)~(5) [略] |
| (6) 附則第8項の規定 令和7年4 | |
| 月 1 日 | |
| 2~7 [略] | 2~7 [略] |

8 執行機関の附属機関に関する条例 第1条第2項の規定に基づく市長の

所属機関に関する規則の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2の神戸市立鵯越 斎場建替事業者選定委員会の項を削

る。

別表 1

| 名称 | 担任事務 | | |
|-------|-------------|--|--|
| [略] | [略] | | |
| 航空機サー | [略] | | |
| ビス機能用 | | | |
| 地事業者選 | | | |
| 定委員会 | | | |
| 神戸市立鵯 | 神戸市立鵯越斎場建替及 | | |
| 越斎場建替 | び運営事業者の選定に関 | | |
| 事業者選定 | すること。 | | |
| 委員会 | | | |

別表 2

| 名称 | 定数 | 任期 | 会長 |
|-------|-----|------|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 航空機サー | [略] | [略] | [略] |
| ビス機能用 | | | |
| 地事業者選 | | | |
| 定委員会 | | | |
| 神戸市立鵯 | 5 人 | 委嘱の | 委員の |
| 越斎場建替 | | 日から | 互選に |
| 事業者選定 | | 令和 7 | より選 |

別表 1

| 名称 | 担任事務 |
|-------|------|
| [略] | [略] |
| 航空機サー | [略] |
| ビス機能用 | |
| 地事業者選 | |
| 定委員会 | |

別表 2

| 名称 | 定数 | 任期 | 会長 |
|-------|-----|-----|-----|
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 航空機サー | [略] | [略] | [略] |
| ビス機能用 | | | |
| 地事業者選 | | | |
| 定委員会 | | | |

| 委員会 | 年3月任 | する |
|-----|-------|----|
| | 31日ま者 | |
| | で | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第300号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この変更が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 三菱重工業株式会社 取締役社長 泉澤 清次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号 三菱重工業株式会社 神戸造船所
- (3) 特定施設に関する事項
 - ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 第 65 号 酸またはアルカリによる表面処理施設

イ 特定施設の概要

| | 種類 | 表面処 | 甲体設 | | | |
|------|-------------------|--|-------------|--|--|--|
| | | | | | | |
| | 能力 | | | | | |
| | 基数 | 1 \overline{a} | 基 | | | |
| | 工事着手予定年月日 | 許可 | 「後 | | | |
| | 工事完成予定年月日 | 2023年9 | 9月1日 | | | |
| | 使用開始予定年月日 | 2023年9 | 9月1日 | | | |
| | 使用時間間隔 | 24 時間退 | 基続運転 | | | |
| | 1日当たりの使用時間 | 8 時 | f間 | | | |
| | 季節的変動の概要 | な | l | | | |
| | 75 D | 洗浄槽 | | | | |
| | 項 目 | 通常 | 最 大 | | | |
| | На | 9. 1 | 9. 1 | | | |
| 汚 | 化学的酸素要求量(mg/L) | 3, 300 | 3, 300 | | | |
| 水 | 生物化学的酸素要求量 (mg/L) | | _ | | | |
| の汚染状 | 浮遊物質量(mg/L) | 31 | 31 | | | |
| 染 | 窒素含有量(mg/L) | 91 | 91 | | | |
| 状 | りん含有量(mg/L) | 三月日 2023年9月1日 三月日 2023年9月1日 四隔 24 時間連続運転 用時間 8 時間 概要 次と 次浄槽 通常 最大 9.1 9.1 対量(mg/L) 3,300 3,300 で求量(mg/L) | 880 | | | |
| 況 | ノルマルヘキサン抽出物(mg/L) | | | | | |
| | 汚水量(m³/日) | 0 | 0. 1 | | | |
| | その他参考となるべき事項 | | | | | |

(4) 排出水の汚染状況及び量 変更なし

- 2 縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 令和5年8月8日から令和5年8月28日
 - (2) 場所 神戸市環境局環境保全課

神戸市告示第301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、丸塚自治会、浜中町自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

| 名称 | 丸塚自治会 | 浜中町自治会 |
|--------|---------------------|-------------------------|
| 主たる事務所 | 神戸市西区丸塚1丁目 16番2号 | 神戸市兵庫区浜中町 2 丁目16番12号 |
| 代表者の氏名 | 北井 伸彦 | 島本 廣伸 |
| 代表者の住所 | 神戸市西区丸塚1丁目16番5号 | 神戸市兵庫区金平町2 丁目1番43号 |

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 丸塚自治会 令和5年4月1日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-----------------|-----------------|
| 代表者の氏名 | 北井 保秀 | 北井 伸彦 |
| 代表者の住所 | 神戸市西区丸塚1丁目17番3号 | 神戸市西区丸塚1丁目16番5号 |

(2) 浜中町自治会 令和5年5月30日変更

| | 変更前 | 変更後 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 代表者の氏名 | 岸本 博 | 島本 廣伸 |
| 代表者の住所 | 神戸市兵庫区浜中町2丁目1番17号 | 神戸市兵庫区金平町2丁目1番43号 |

神戸市告示第302号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

| 法人名 | 特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸 | | | | | |
|------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 代表者 | 中村順子 | | | | | |
| 所在地 | 神戸市東灘区住吉東町5丁目2-2 ビュータワー住吉館104 | | | | | |
| 目的 | この法人は、自立と共生を目指し、より良い社会のために主体的に活動する人々 | | | | | |
| | をサポートするとともに、自らの活動を通じて、誰もが尊重され支えあう地域社会 | | | | | |
| | の実現に寄与することを目的とする。 | | | | | |
| 有効期間 | 5年間(令和5年7月2日から令和10年7月1日まで) | | | | | |

神戸市告示第303号

次の認定特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第7号)第49条第2項第3号に係る定款の変更についての第25条第6項の届出を受けたので、第53条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 該当の認定特定非営利活動法人
- (1) 名称

特定非営利活動法人ケアット

(2) 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区魚崎北町4丁目3-15

(3) 代表者の氏名

岡本 芳江

- 2 変更があった事項及びその内容
 - (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市東灘区魚崎中町2丁目3番5号」を「神戸市東灘区魚崎北町4丁目3-15」に改める。

3 変更年月日

令和5年7月9日

神戸市公告

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年7月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称 スマートコモンシティ西神南 I 地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置 神戸市西区井吹台西町六丁目43番10 他
- 3 縦覧期間令和5年7月27日から同年8月24日まで
- 4 連絡先 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)第31条の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの情報公開制度の各実施機関の運用状況を次のとおり公表します。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

公文書公開請求及び審査請求の状況

| 公文書公開請求及び番 | 1111日本の7月 | 人 <i>(</i> 兀 | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|--------------|------|-----|---------------------|------|------|------|----|----|------|
| | 公文 | て書公開 | | | | | 寉 | 肾查請求 | | | |
| | | 処理状況 | | | | | 処理状況 | | | | |
| 実施機関 | 請求件数 | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 文書 の不 存在 等 | 請求件数 | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | 取下げ等 |
| 市長 | 953 | 184 | 700 | 2 | 67 | 8 | 2 | 2 | 4 | _ | _ |
| 議会の議長 | 4 | 2 | 1 | - | 1 | l | - | | 1 | _ | _ |
| 水道事業管理者 | 15 | 2 | 11 | 1 | 2 | 1 | | | 1 | _ | 1 |
| 交通事業管理者 | 11 | 3 | 7 | l | 1 | 1 | - | - | ı | _ | _ |
| 消防長 | 11 | 2 | 6 | - | 3 | ı | - | - | 1 | _ | _ |
| 教育委員会 | 31 | 12 | 13 | l | 6 | l | 1 | - | l | _ | - |
| 選挙管理委員会 | 6 | 4 | 1 | l | 1 | ı | 1 | - | l | _ | - |
| 人事委員会 | 2 | 1 | 1 | _ | _ | _ | - | _ | 1 | _ | _ |
| 監査委員 | 3 | 1 | 2 | - | 1 | l | - | | 1 | _ | - |
| 農業委員会 | 8 | 1 | 6 | 1 | 2 | ı | | | 1 | _ | - |
| 固定資産評価審査委員会 | 1 | ı | ı | l | 1 | 1 | - | - | l | _ | - |
| 外国語大学 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | ı | - | - | 1 | _ | _ |
| 看護大学 | 1 | _ | _ | _ | 1 | | _ | _ | _ | _ | _ |
| 区選挙管理委員会 | 2 | 1 | 1 | | | | _ | _ | | | _ |
| 市民病院機構 | 16 | 6 | 8 | _ | 2 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 1, 065 | 217 | 757 | 2 | 89 | 9 | 2 | 2 | 4 | 0 | 1 |

注意

1 処理状況の文書の不存在等89件のうち、44件は対象文書が存在しなかったもの、42件は請求が取り下げられたものです。

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例(平成13年4月条例第17号)第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年8月8日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

| 指定番号 | 廃止年月日 | 道路の位置 | 延長 | 幅員 |
|-------------|--------------|----------------|--------|--------|
| | | | (メートル) | (メートル) |
| 第R5- 01号 | 令和5年5 月8日 | 神戸市長田区駒栄町4丁目3番 | 29. 92 | 4.00 |

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面 のとおり

神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和5年8月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市垂水区多聞台4丁目121番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市北区大淀中1丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩
- 3 許可番号令和4年4月4日 第7134号(変更許可 令和5年7月12日 第1507号)

神戸市交通公告第4号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。)第4条の規程により、次のとおり公告します。

2023年8月8日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

1 入札に付する事項

神戸市営地下鉄駅構内コンビニエンスストア運営事業者の選定方法(対象物件、面積、 最低入札額及び工事等着工可能時期は別表のとおり)

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - 次の各号のいずれかに該当する法人は、入札に参加することができません。
 - (1) 次のア〜エのいずれにも該当しない法人であること。
 - ア (一社)日本フランチャイズチェーン協会にコンビニ運営事業者として加入していない。
 - イ 2023年8月1日現在、神戸市内において店舗を出店していない。
 - ウ 会社更生法または民事再生法等による手続きをしている。
 - エ 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がある。
 - (2) 次のア〜カのいずれにも該当しない法人(いずれかに該当する法人であり、その事実 があった後3年間経過した法人を含む。)であること。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の 成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたと き。
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は 検査の実施に当たり職務の執行を妨げたとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - カ ア〜オの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結 又は契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 営業に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、 資格者又は免許者を従事させることができること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と

社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当する者)に該当しないこと。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル3階(郵便番号650-0855) 神戸市交通局営業推進課 (以下「営業推進課」という。)(電話番号078-984-0131)

- 4 入札の参加に関する要項の交付期間、交付場所及び交付方法
- (1) 交付期間 2023年8月7日(月)~9月28日(木)
- (2) 交付場所

神戸市交通局ホームページ

https://www.city.kobe.lg.jp/kurashi/access/kotsukyoku/index.html

(3) 交付方法

無料交付

- 5 入札参加申込みの日時及び場所
- (1) 入札参加申込みの日時2023年9月26日(火)~9月28日(木)
- (2) 入札参加申込みの場所 営業推進課 (郵送もしくは持参)
- (3) 入札参加申込みに関する事項 入札への参加は、上記 5 (1)の期間内に申込みをした者に限ります。
- 6 入札の日時、場所及び方法
- (1) 入札の期間2023年10月16日(月)~10月18日(水)
- (2) 入札の場所 営業推進課 (郵送もしくは持参)
- (3) 入札の方法 本市が交付する所定の入札書により入札すること。
- 7 開札の日時及び場所
- (1) 開札の日時2023年10月20日(金)午前10時30分
- (2) 開札の場所

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル1階 中会議室

(3) 落札者の決定の方法

入札条件を満たしたうえで、最高の入札額を記載した入札書を提出した者とします。 最高となる入札額を記載した入札書を提出した者が2者以上あるときは、くじにより 落札者を決定します。

8 入札保証金に関する事項

神戸市交通局契約規程7条第2号の規程に基づき免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 「入札参加申込書兼誓約書」に明らかに虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類に不足があったとき。
- (3) 「入札参加申込書兼誓約書」及び「入札書」が所定の日時を過ぎて提出されたとき。
- (4) 入札条件を満たしていないとき。
- (5) 「入札書」に記名及び実印の押印がないとき。
- (6) 一つの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。
- (7) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (8) 応募資格要件を満たさない者が入札したとき。
- (9) 法令、規則の違反など反社会的行為が明らかになったとき。
- (10) 選考の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に本市が無効と判断する場合。

10 その他

- (1) 本件契約の詳細については、募集要項で確認してください。
- (2) 契約締結は、店舗毎に順次本市の指定する期日までに行います。

別 表

| No. | 駅(物件)名·住所 | | 面積 | | 最低入札額/月額 工事等着工 | | | |
|-----|------------------------|--------|--------|---------|----------------|-------------------------------|--|--|
| NO. | 例(初什)石"任別 | 店舗 | 倉庫 | 計 | (㎡単価) | 可能時期 | | |
| 1 | 新神戸 (中央区加納町1丁目) | 27.11㎡ | - | 27.11㎡ | 2000円 | 設計打合せ等完了次第 | | |
| 2 | 大倉山 (中央区楠町3丁目) | 21.98㎡ | - | 21.98㎡ | 3000円 | 設計打合せ等完了次第 | | |
| 3 | 湊川公園 (兵庫区下沢通1丁目) | 23.3㎡ | - | 23.3m² | 4000円 | 設計打合せ等完了次第 | | |
| 4 | 長田 (長田区四番町7丁目) | 16.14㎡ | - | 16.14㎡ | 4000円 | 設計打合せ等完了次第 | | |
| 5 | 板宿 (須磨区大黒町2丁目) | 19.6㎡ | - | 19.6㎡ | 3000円 | 設計打合せ等完了次第 | | |
| 6 | 三宮① (中央区北長狭通1丁目) | 14.04㎡ | - | 14.04㎡ | 15000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 7 | 三宮② (中央区北長狭通1丁目) | 90.99㎡ | 12.68㎡ | 103.67㎡ | 15000円 | 三宮駅リニューアル工事終了後 (令和6年9月頃予定) | | |
| 8 | 県庁前 (中央区下山手通5丁目) | 20.32㎡ | - | 20.32㎡ | 4000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 9 | 妙法寺 (須磨区横尾1丁目) | 22.67㎡ | - | 22.67㎡ | 4000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 10 | 総合運動公園 (須磨区緑台) | 11.1㎡ | 5.24㎡ | 16.34㎡ | 3000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 11 | 学園都市 (西区学園西町1丁目) | 13.23㎡ | 3.6㎡ | 16.83㎡ | 4000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 12 | 伊川谷 (西区前開南町1丁目) | 55.14㎡ | - | 55.14m² | 1500円 | 令和6年1月以降 | | |
| 13 | 西神南 (西区井吹台東町1丁目) | 69.96㎡ | - | 69.96㎡ | 4000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 14 | 西神中央 (西区糀台5丁目) | 82.29㎡ | 35.85㎡ | 118.14㎡ | 15000円 | 令和6年1月以降 | | |
| 15 | 三宮·花時計前 (中央区御幸通8丁目) | 19.07㎡ | - | 19.07㎡ | 6000円 | 令和6年1月以降 | | |

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

神戸市人事委員会

委員長 芝 原 貴 文

神人委第44号議案

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則の制定について みだしの規則を下記のとおり制定する。

記

神戸市人事委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年9月人委規則第5号) の一部 を次のように改正する。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| | | 改正後 | | 改正前 | | | | | |
|---|----------------|-------------|--|----------------|---------|-----|--|--|--|
| 別 | 別表 (第2条、第4条関係) | | | 別表 (第2条、第4条関係) | | | | | |
| | 任命権者 | 職 | | 任命権者 | | | | | |
| | の組織 | | | の組織 | | | | | |
| | [略] | [略] | | [略] | [略] | | | | |
| | 市長部局 | [略] | | 市長部局 | [略] | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | [略] | [略] | | [略] | [略] | | | | |
| | 企画調整 | 企業連携調整官 企業連 | | 企画調整 | 企業連携調整官 | 上席デ | | | |
| | 局 | 携コーディネーター 上 | | 局 | ジタル化専門官 | | | | |

| | | 席デジタル化専門官 | | | |
|--|-----|-----------|--|-----|-----|
| | [略] | [略] | | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | | [略] | [略] |
| | [略] | [略] | | [略] | [略] |

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当の支給に関する規則 (昭和37年7月人委規則第11号) の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後部分のみ存在するとさは、 | | | | | | <u> </u> | 当 成 以 正 後 市 力 を 加 え る 。 改 正 前 | | | | |
|-----------------|--------|-----|------------------|-----|-----|----------|----------------------------------|-----|----------|-----|-----|
| 別表第1 別 | | | | | 別 | | | | | | |
| | 任 | 命権者 | 職 | 支 給 | 支 給 | | 任 | 命権者 | 職 | 支 給 | 支 給 |
| | C | の組織 | | 額 | 区分 | | C | の組織 | | 額 | 区分 |
| | | [略] | [略] | [略] | [略] | | | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | 市 | 長 | [略] | [略] | [略] | | 市 | 長 | [略] | [略] | [略] |
| | | [略] | [略] | [略] | [略] | | | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | | 企画調 | [略] | [略] | [略] | | | 企画調 | [略] | [略] | [略] |
| | | 整 局 | 企業連携調整官 <u>、</u> | [略] | [略] | | | 整 局 | 企業連携調整官、 | [略] | [略] |
| | | | 企業連携コーデ | | | | | | 上席デジタル化 | | |
| | | | <u>ィネーター</u> 、上席 | | | | | | 専門官 | | |
| | | | デジタル化専門 | | | | | | | | |
| | | | 官 | | | | | | | | |
| | | [略] | [略] | [略] | [略] | | | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | [略] | | [略] | [略] | [略] | | | [略] | [略] | [略] | [略] |
| | 備考 [略] | | | | | | 備考 [略] | | | | |

(級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 級別基準職務表の適用範囲に関する規則(平成28年4月人委規則第6号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | | | | | | 改正前 | | | | |
|-------------|----|-----|-------|-------|---|-------------|-------|-------|-------|--|
| 別表第1 行政職給料表 | | | | | 別 | 別表第1 行政職給料表 | | | | |
| 聑 | 哉務 | 職務の | 局室区役所 | 事業所等の | | 職務 | 職務の | 局室区役所 | 事業所等の | |
| O, | り級 | 内容 | の名称 | 名称 | | の級 | 内容 | の名称 | 名称 | |
|] | 略] | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| 6 | 5級 | [略] | [略] | [略] | | 6 級 | [略] | [略] | [略] | |
| | | 企業連 | [略] | [略] | | | 企業連 | [略] | [略] | |
| | | 携調整 | | | | | 携 調 整 | | | |
| | | 官 | | | | | 官 | | | |
| | | 企業連 | 企画調整局 | 産学連携推 | | | | | | |
| | | 携コー | | 進課 | | | | | | |
| | | ディネ | | | | | | | | |
| | | ーター | | | | | | | | |
| | | [略] | [略] | [略] | | | [略] | [略] | [略] | |
| | 略] | [略] | [略] | [略] | | [略] | [略] | [略] | [略] | |
| | | | | | | | | | | |

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。